

# 「倉敷民商弾圧事件・禰屋裁判」傍聴記

吹田民商常務理事 西尾 栄一

9月4日、倉敷民商弾圧事件・禰屋裁判の傍聴に行ってきました。この日は税理士法違反事件の検察側証人尋問の2回目でした。前国税査察官(税理士専門官)の石木紀和氏と、税理士(前中国税理士会岡山県支部連合会会長)の那須一郎氏が税理士法の「一般的解釈」について証言しました。

## 「概ね正しい申告書」なのになぜ犯罪なのか?!

石木氏の証言の第1は、パソコンソフトを活用した法人税の申告書の作成援助であっても、別表等の作成では(作成者の)個別的判断が入るため、(税理士以外の者が)作成してはならない、作成したのは税理士法に違反する行為だとなりました。その理由は適正な課税が図られるとは限らないというものです。他方で、禰屋さんが援助して作成された申告書は「概ね正しい申告書」であることも再三認めました。ところが、「適正な課税」は実現していても、今後はわからない、不測の事態を未然に防止するためにも税理士でなければならないとしました。証言の第2は、税理士専門官と青色申告会は、全く関わりがなく、情報も全くない状況であることがわかりました。つまり、国税局にとって民商に関心はあっても青色申告会はそうではないということでしょう。証言の第3は、今回の税理士法違反事件は、税理士専門官である石木氏、つまり広島国税局が告発したのではないということです。石木氏はこの事件について禰屋さんが逮捕されるまで全く知らなかったそうです。石木氏の上司も知らなかったそうです。通常、この種の事件では、税務調査の際に担当署員から「ニセ税理士」の情報が税理士専門官に入り、その後、その対象者に会って確認作業を行ったり反面調査をしたりしてから告発の有無を判断するそうです。ところが、今回は、「ニセ税理士」事件であるにもかかわらず、国税局の担当部署を通り越して逮捕に至ったものです。同地域で、同時期に、ある農業団体が税理士法違反事件で告発されているようですが、この事件では告発前に農業団体に対して「注意」が行われているそうです。倉敷民商事件は、いきなり逮捕ですから、その異常さが際立っています。

## 重要なのは、誰が作成したかではなく、

## 誰が自己決定したか

那須氏の証言の第1は、税理士に課せられている懲戒制度は税務独占権の「見返り」であるとなりました。あたかも、税理士業界を守るために税理士法があるかのような証言です。証言の第2は、那須氏の事務所では税理士2名、職員3名が働いているそうで、法人の確定申告書作成時には、税務知識をもった職員が(自らの)判断で申告書を作成している、1人で全部見るのは不可能だから、としました。その上で、自分も目を通して、問題があれば是正するとし、それは「使用者等に対する監督義務(第41条2項)」で認められているというものでした。証言の第3は、那須

氏が聞いたという青色申告会会員の確定申告約400名分を1人の税理士が行ったという事例です。これについても、全てを1人でやるのは無理、決算書の作成などを青色申告会の職員が何らかの援助をしているとしました。つまり、ある程度の知識をもち、自らの判断で申告援助を行っている可能性を示唆しました。それでも証人である立場上、実態を無視して「たてまえ」で押し切ろうとしました。税理士事務所では、事務員が行った申告書作成を税理士が確認して署名押印している、民商では、事務局員と共に作成しながら、内容の説明を受けて、納得して本人が署名押印している。一方では問題がなく、他方では犯罪となるところにこの事件のおかしさがあります。重要なのは申告書作成者が誰かということではなく、納税者本人が自己決定しているかどうかということではないでしょうか。

## 露骨な訴訟指揮に負けない運動の高揚を

裁判進行にあたって2つの問題があります。第1は、裁判官の姿勢です。あまりにも露骨な検察寄りの訴訟指揮が続いています。まずは、傍聴人を敵視しています。開廷を宣言した直後に傍聴人が私語もないのに注意します。弁護人の筋の通った「異議」もほとんど取り上げようとしません。「検察が間違はずがない」と言う観念が見え見えます。禰屋さんと小原さんや須増さん、倉敷民商の役員の方々は会うことさえ許されていません。そのため、これ等の方々はこの日の裁判の傍聴さえできないのです。人権を侵害する酷い対応です。2点目は、検察官や裁判官が確定申告を知らないのではないかと思われることです。申告書をすぐに書けるようになることは無理ですが、勉強したり、教えてもらったりすれば誰でも書けるようになるものです。知識は必要ですが、高度な専門的知識がなくても申告書は作れます。検察官や裁判官には、そのことを理解しようとしていません。それにしても、あまりにも検察寄りです。裁判所は誰が見ても「公平」であって欲しいと思います。そのためにも運動を強めましょう。次回は禰屋さん側の証人尋問です。検察側は禰屋さん側の証人は必要ないと主張していましたが、それを弁護団が頑張って押切り実現しました。日程は10月下旬の予定です。



商工新聞は経営のヒント・いらしの知恵がいっぱい 毎週必ず届けましょう  
会費集金は会員の心をあつめる活動です 毎月10日までには集めましょう